

平成 19 年 11 月 7 日

上場会社名 株式会社 淀川製鋼所  
(URL <http://www.yodoko.co.jp/>)  
代表者名 取締役社長 國保善次  
(コード番号 5451 東・大の各1部)  
問合せ先 経理部長 林 真生  
(TEL 06-6245-1113)

## 有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 108 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1【訂正事項】

##### 第一部 企業情報

##### 第4 提出会社の状況

##### 3 配当政策

および

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### 2【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付した内容を追加しております。

##### 第一部【企業情報】

##### 第4【提出会社の状況】

##### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は中間配当において1株当たり5円配当を実施した。また、期末配当は1株当たり7円を実施しており、これにより年間配当金は12円となった。

当社は内部留保を株主還元及び機動的な設備投資並びに新しい事業展開機会を活かすため、即ち長期的に株主利益を確保するために必要なものと基本的に考えている。また、配当政策として業績連動を導入し、安定的な配当として年間1株当たり10円を最低維持したうえで、年間配当性向50%(単体ベース)を目処に実施することとしており、当面この配当政策の継続を予定している。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めている。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年11月20日 取締役会決議	844	5
平成19年5月22日 取締役会決議	1,180	7

(訂正後)

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としている。

これら剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会である。

また、当事業年度の配当について、当社は中間配当において1株当たり5円配当を実施した。また、期末配当は1株当たり7円を実施しており、これにより年間配当金は12円となった。

当社は内部留保を株主還元及び機動的な設備投資並びに新しい事業展開機会を活かすため、即ち長期的に株主利益を確保するために必要なものと基本的に考えている。また、配当政策として業績連動を導入し、安定的な配当として年間1株当たり10円を最低維持したうえで、年間配当性向50%(単体ベース)を目処に実施することとしており、当面この配当政策の継続を予定している。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めている。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年11月20日 取締役会決議	844	5
平成19年5月22日 取締役会決議	1,180	7

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(3) <省略>

(4)～(8) <記載なし>

(訂正後)

(1)～(3) <省略>

(4)剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等に関して会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めている。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とする

ものである。

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めている。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めている。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする旨、定款に定めている。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

以上